

【所得税等の還付申告について】

給与等から源泉徴収された所得税等額が年間の所得金額について計算した所得税等額よりも多いときは、還付申告をすることによって所得税等が還付されます。

町では、令和4年1月17日（月）から役場税務住民課窓口で受け付けします。なお、早目の申告をおすすめします。（還付申告をする際は、源泉徴収票、印鑑、振込先を確認できるものを忘れずに持参してください。）

また、国税庁のホームページでは、画面の案内にしたがって金額等を入力することにより、税額等が自動計算され所得税等申告書を作成することができ、作成したデータは、印刷して税務署に郵送で提出することができますのでご利用ください。

※税制改正により、国税

関係手続の簡素化が図られ、平成31年4月1日以後の確定申告書等の提出の際、源泉徴収票等の添付が不要となりました。

ただし、確定申告書等には、源泉徴収票等の内容の記載が必要であり、また、下川町や名寄税務署等で確定申告書を作成支援する場合には、源泉徴収票等が必要ですが、忘れずにお持ちください。

【医療費控除】

令和3年中に支払った医療費が一定の金額以上ある場合、次の計算式によって計算した金額を所得額から控除することができます。

なお、医療費控除を受けるには、医療機関等ごとの支払額等を集計する「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。

明細書は、税務住民課税務・収納グループ窓口で配付しているほか、国

税庁ホームページから様式をダウンロードして使用することや、「確定申告書等作成コーナー」で「医療費控除の明細書」を作成し、申告することができます。

医療費控除は、領収書の提出では受けられません。

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。）

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」等です。）

医療費控除額 (最高 200 万円)

||

〔 令和3年中に支払った医療費 - 保険金等で補てんされる額 〕 - 10万円又は所得金額の5% (どちらか少ない額)

セルフメディケーション税制の控除額 (最高 8 万 8 千円)

||

〔 令和3年中に支払った医薬品購入費 - 保険金等で補てんされる額 〕 - 1万2千円

